

# 復旧・復興事業の円滑な施工確保 のための取り組みについて

国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

1

## はじめに

公共工事の入札については、競争性、透明性、公正性を確保しつつ、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することが必要である。このため、国、地方公共団体等においては、一般競争入札とあわせて総合評価落札方式を実施しており、入札に当たっては、入札公告を行い広く入札参加者を募集し、申し込みをした者による競争により落札者を決定している。

一方、落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとされており、この予定価格は、契約の目的となる工事について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適切に定めなければならないとされている。また、入札契約適正化法に基づく、公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）においても、予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、実際の施工に必要な通常妥当な経費を適切に計上することとされている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災地の復旧・復興事業の実施において、昨年

秋以降、競争に付しても入札者がいないまたは予定価格の超過により落札者が決定しないといった入札不調案件の増加傾向が見受けられ、事業における円滑な施工の確保が課題となっている。このため、国土交通省では、平成23年12月に、国、被災地の地方公共団体、関係業界団体の関係者が一堂に会し、それぞれ把握する状況等について情報交換を行うとともに、対応について意見交換を行うことを目的として、「復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置したところである。

ここでは、平成24年2月14日に開催された、第2回連絡協議会において定められた、「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策」の概要について解説したい。

2

## 連絡協議会について

連絡協議会は、被災地の復旧・復興事業における技術者・技能者の不足、労務単価の上昇、入札不調案件の増加等の課題に対応し、復旧・復興事業の円滑な実施を図るために設置された。構成員は国土交通省、厚生労働省、農林水産省、復興庁、岩手県、宮城県、福島県、仙台市および関係業界団体とし、①入札不調の現状、②技術者・技能者の不足への対応、③労務単価状況への対応、

④その他復旧・復興事業の施行確保に資する事項等を議題として、情報交換や対応策の検討を行うものである。

### 3 被災地の発注工事における 入札状況

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）および仙台市が発注する建設工事における、昨年12月の発注件数に対する入札不調の割合は、岩手県（全工種）で16%、宮城県（土木一式工事）42%、福島県（土木一式工事）で51%、仙台市（土木一式工事）で49%となっており、平成22年度の入札不調の発生割合である3%（岩手県）、7%（宮城県）、5%（福島県）と比較して増加傾向にあると言える。また、特に小規模な工事で入札不調が発生する割合が高く、宮城県が発注する5,000万円未満の土木一式工事の一般競争入札においては、42%が入札不調となっている。

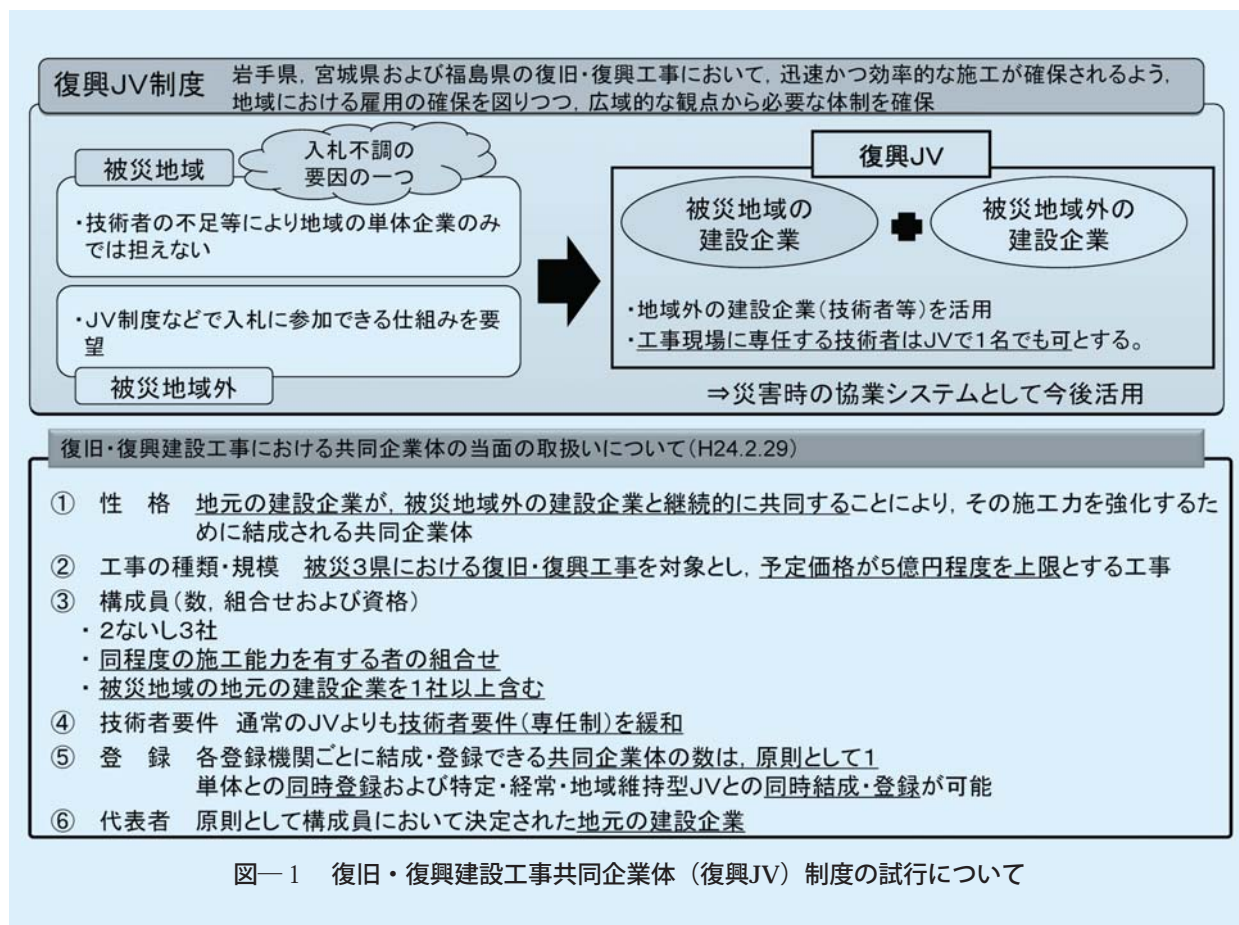
連絡協議会における各関係者からの意見を踏ま

えると、入札不調の要因は、①これまでの事業量の減少により、そもそも建設企業が抱える技術者や職人が減少していること、②がれきの処理を始めとして、多くの復旧・復興事業が発注されていること、③労働者の不足から、労賃が上昇し、単価と実勢価格との間に乖離が見られることなどであると考えられる。

### 4 国土交通省における復旧・復興 事業の施工確保対策について

被災地における入札不調に対応するため、2月14日に開催された第2回連絡協議会において、今後、本格化する復旧・復興事業の迅速かつ効率的な施工を確保するため、各構成員（国、地方公共団体、関係業界団体）が共同して、復興のための人材の確保や予定価格の積算の適正化などに全力を挙げて取り組むことを確認した。

国土交通省としては、被災地における当面の対策として、以下の取り組みを速やかに講じたこと



図一 1 復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）制度の試行について

るである。また、各関係発注機関に対しても、これらの取り組みを実施するに当たって必要な通知等を発出すること等により周知し、各関係発注機関において適切に対応が講じられるようにしたところである。

(1) 技術者や技能者の確保

① 復興JV制度の創設

復興事業については、今後、大量の業務が集中的に発注されることが想定されるが、地元の単体の企業だけでは担い手の数が不足したり、施工能力が十分確保できないことが懸念されている。

このため、被災地域内の建設企業が被災地域外の建設企業と共同する復興JV制度を被災3県において試行することとした。被災地域においては、単体企業に加えて復興JVを事業の実施主体として位置付けることとし、復興JVにおいては、一の構成員が監理技術者等を専任で配置する場合、他の構成員については、主任技術者の専任

要件を緩和することとした。これにより、被災地域において不足する技術者や技能者を広域的な観点から機動的に確保することが可能になると考えられる。なお、被災地域内における試行等を踏まえつつ、速やかに新たなJV制度として整備することとしている（2月29日付で関係通知を発出済み）（図-1）。

② 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるが、その適用に当たっては、各事業に即して慎重に検討する必要があるとしている。

今般、被災地域内の復旧・復興のための公共工事等において、工事の対象となる工作物に一体性または連続性が認められる工事で、かつ、工事現

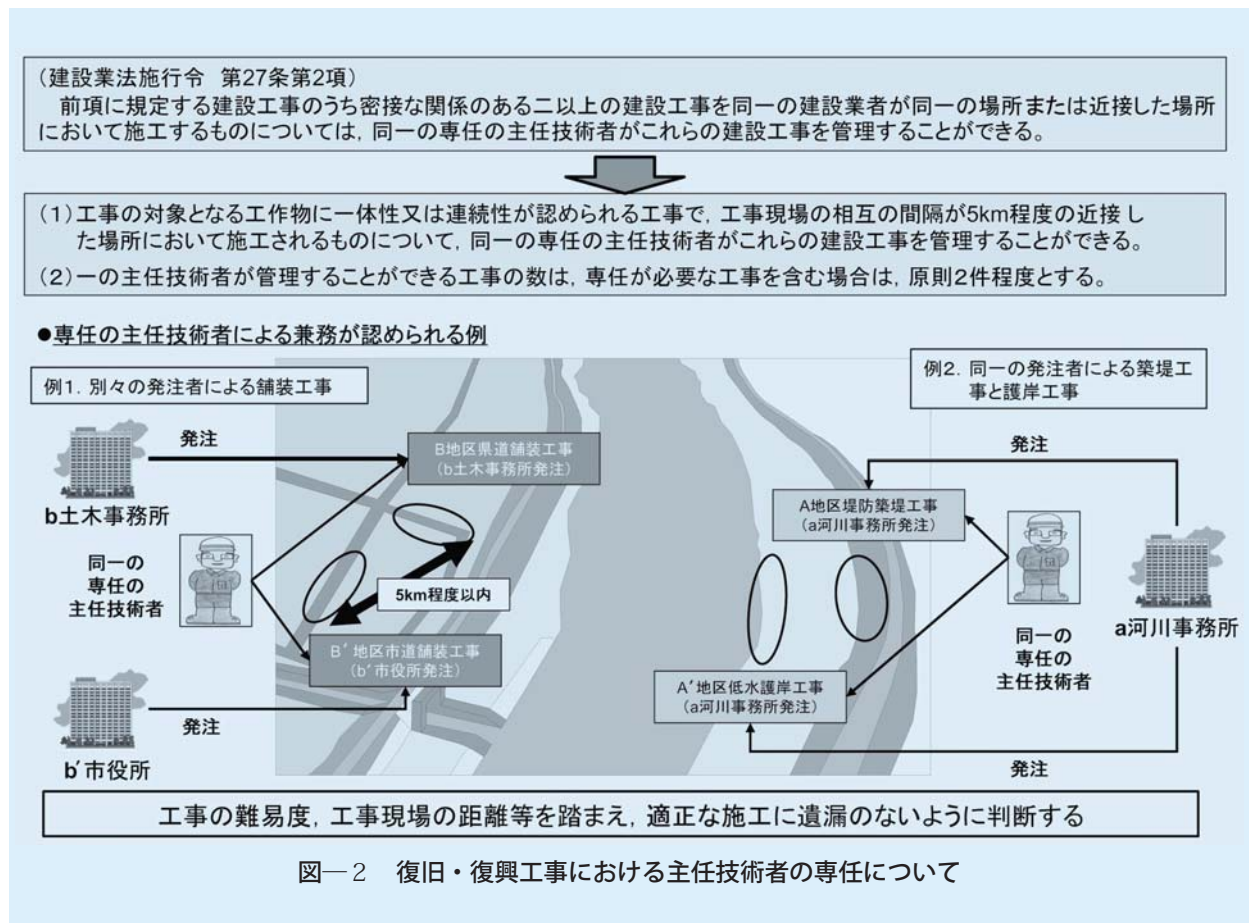


図-2 復旧・復興工事における主任技術者の専任について

場の相互の間隔が5 km程度の近接した工事を同一の建設業者が施工する場合は、2カ所までは一人の主任技術者が管理できることとした。また、契約締結から現場施工に着手する日までの期間などにおいては、主任技術者または監理技術者の専任を要しないものであることを再度周知した（2月20日付で通知を发出済み）（図一2）。

(2) 予定価格の適切な算出

① 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

公共工事設計労務単価の改定は年1回であるため、被災地における労務単価の変動が著しい場合には、改定からの期間が経過するほど実態との乖離が大きくなる。

このため、建設企業への調査や統計調査の結果等を活用することにより、公共工事設計労務単価を改定し、直近の労務単価の実態を機動的に予定価格に反映させることとした（2月17日付で通知を发出済み。2月20日から新たな単価を適用

（図一3）。

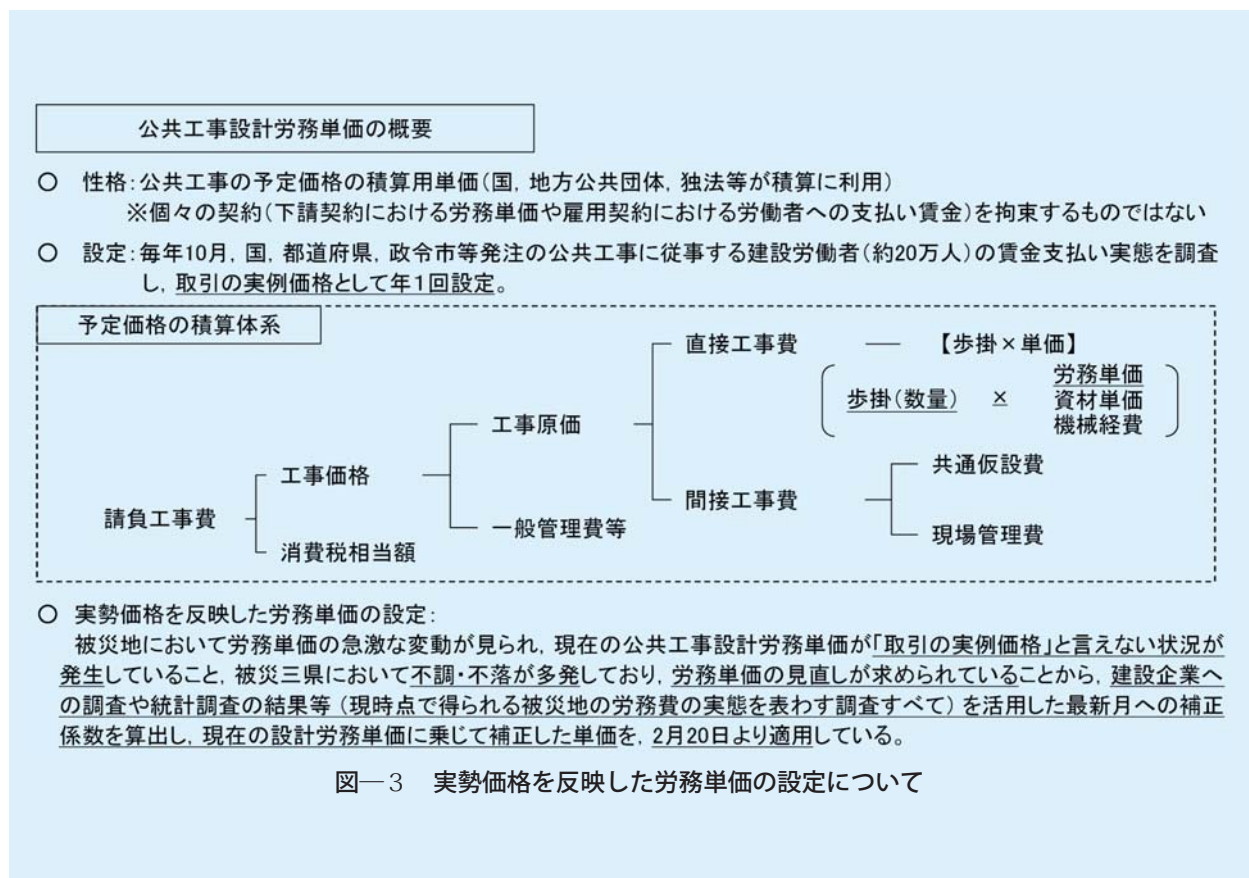
② 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

建設資材等の大幅な物価変動が生じた際に、工事請負契約書第25条第1項から第5項までに基づく全体スライドおよび単品スライドによる請負代金額の適切な取り扱いについてはすでに制度として実施しているところである。

今般、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事について同条第6項のインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とした（2月17日付で通知を发出済み）（図一4）。

③ 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

施工箇所が点在し間接工事費がかさむ工事であっても、積算では発注ロットが大きくなると間接工事費の率が低減することになるが、市町村を跨ぎ、施工箇所が点在する工事については、制度



図一3 実勢価格を反映した労務単価の設定について

工事請負契約書 第25条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要（工事請負契約書第25条第6項）

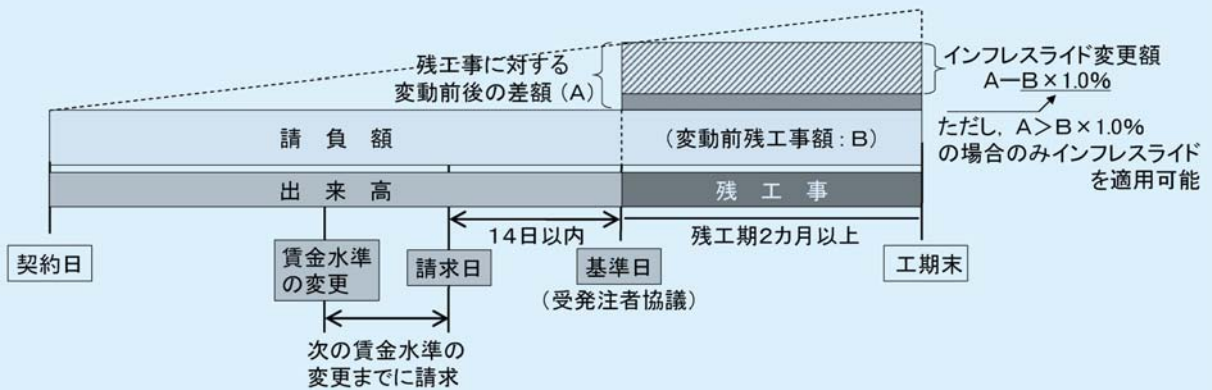


図-4 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

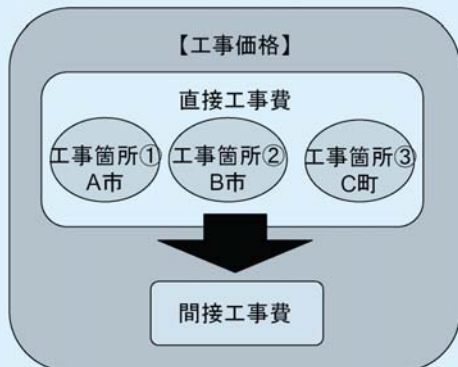
●施工箇所が点在する工事の間接工事費の算定

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算出を可能とする。」こととしており、その適用について周知を図る。

■間接工事費計上のイメージ

○現在の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○工事箇所（市町村単位）ごとの算出方法

※工事箇所ごとの直接工事費に間接費率を掛けて計上

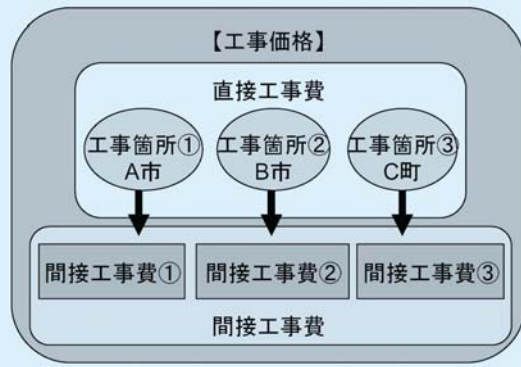
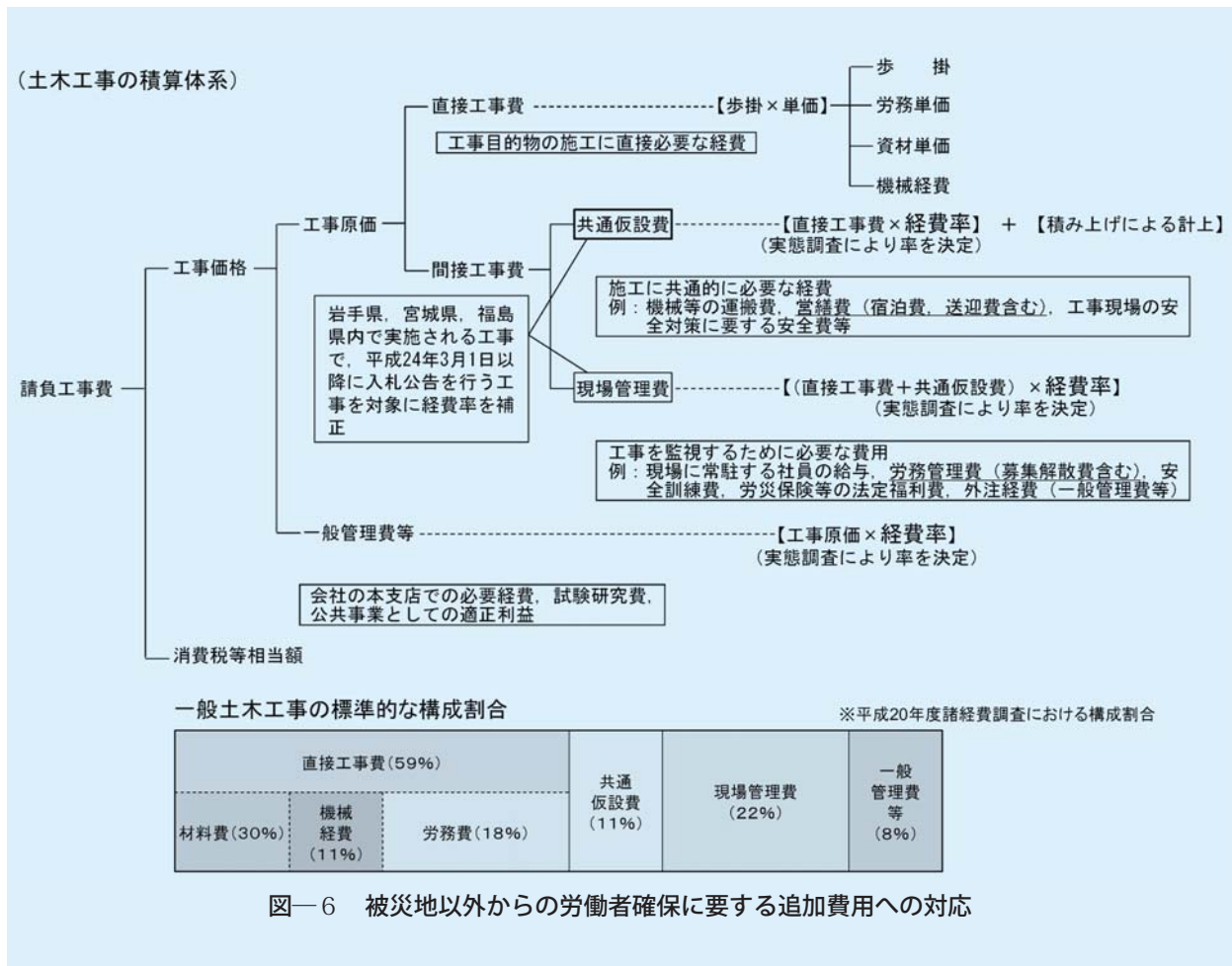


図-5 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算定（施工箇所が点在する工事）



上、工事箇所（市町村単位）ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出することを可能としており、この制度の適切な活用について周知を行った（2月14日付で通知を发出済み）（図—5）。

#### ④ 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

被災地以外からも労働者を確保するような今般の特殊な状況下における旅費や宿泊費までは、現行の積算上は十分考慮されていない。

このため、被災地以外からの労働者の確保に必要な「宿泊費」「労働者の輸送に要する費用」「募集および解散に要する費用」について、共通仮設費および現場管理費を補正することにより予定価

格に反映させることとした（2月29日付で通知を发出済み）。なお、国土交通省直轄工事においては、被災3県で3月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとした（図—6）。

## 7 おわりに

国土交通省としては、これらの取り組みにより、復旧・復興事業の円滑な施工が確保されるものと期待しているが、被災3県以外への影響についても実情把握に努め、全体として、支障が生じることのないよう配慮し、引き続き、状況の変化などに的確に対応して、関係者が一丸となって取り組みを進めていきたい。